

公立幼稚園の運営に係る基本方針

平成21年3月

守口市教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 基本方針の主旨.....	1～2
2 基本方針の考え方.....	3～5
3 実施時期.....	5

はじめに

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、子どもの成長を促す意味で極めて重要である。

また、今日的課題として少子化や核家族化等子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、保護者の保育ニーズも多様化しているなかで、公立幼稚園の果たす役割を明らかにし、家庭・地域と連携しながら本市における就学前教育の充実に取り組むため、公立幼稚園の運営に係る基本方針を作成するものである。

1 基本方針の主旨

教育委員会では、平成19年3月19日に守口市幼児教育振興審議会に「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方について」諮問を行い、「望ましい公立幼稚園のあり方」と「今後の公立幼稚園の方向性」を柱に合計8回にわたる慎重な審議が行われ、平成19年12月18日に答申を受けた。

本答申において今後取り組むべき課題として、以下の4点が示された。

(1)小学校との連携

公立幼稚園の立地条件を生かした小学校との連携を推し進め、ス

ムーズに小学校へ移行できるよう、就学前の教育内容・保育の充実を図ることが望まれる。

(2)子育て支援活動の推進

核家族化や人間関係の希薄化等により、子育て世代の孤立化が進み、保護者が育児の悩み等を相談できる場が少なくなっており、公立幼稚園が未就園児も含め地域の子育て支援の中核的な役割を果たすことが求められる。

(3)教職員の適正配置

ベテランから若手までバランスがとれた配置になるよう採用方法についても研究する必要がある。

(4)公立幼稚園の適正規模・配置

教育的見地から集団活動や園行事の活性化を考えた場合、1学年あたり少なくとも20名以上の園児数が必要ではないかと考えられる。そして、園児数が少なく適切な集団教育が困難な園については、将来の人口動態を考慮しつつ、規模の適正化を図るため統廃合を行う必要がある。

2 基本方針の考え方

この基本方針は、守口市幼児教育振興審議会で示された課題を公立幼稚園の運営に係り重点的に推進する4つの柱とし、教育委員会の基本的な考え方をまとめたものである。

- (1) 小学校との連携
- (2) 子育て支援活動の推進
- (3) 教職員の適正配置
- (4) 公立幼稚園の適正規模・配置

今後、教育委員会ではこの柱を中心に園児にとって望ましい教育環境の充実を図るとともに、集団の中で学習や遊びを通じて一人ひとりの園児が発達に必要な経験が得られるよう家庭や地域社会と連携を図りながら計画的に幼稚園教育の充実に努めていく。

4つの柱について教育委員会の考え方は下記のとおりである。

(1) 小学校との連携について

公立幼稚園の立地状況を生かし、園児・児童の相互交流の機会を増やし、スムーズに小学校へ移行できる就学前教育活動を展開する。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のために、幼稚園と小学校との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにする。

(2) 子育て支援活動の推進について

保護者が育児の悩み等を相談できる場、幼児同士が交流できる場を提供するため、子育て支援センター等の関係機関と連携しながら公立幼稚園が未就園児も含め地域の子育て支援においての役割を果たすような活動を展開する。

(3) 教職員の配置について

教諭の平均年齢が高齢化している現状を踏まえ、今後若い世代の教員からベテランの教員までバランスよく配置された年齢構成になるよう採用方法について検討する。

また、特別な支援を要する園児については、適切な教育が行える体制作りを努めながら効率的な人的配置を進める。

(4) 公立幼稚園の適正規模・配置について

今日の核家族化に代表されるように、園児を取り巻く人間関

係が希薄となっている状況において、適正規模の幼稚園では集団活動や園行事等の適切な集団教育が行え、一人ひとりの園児が発達に必要な経験を得ることで、より充実した就学前の教育活動を進められるものと考えられる。

幼稚園の適正規模の範囲については、教育面から集団での遊びや学習が十分行える園児数が必要であるとともに、学校教育法に明記されている幼稚園の目的である「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」観点から、園児が小学校での集団活動にスムーズに移行できるよう、園の適正規模を1学年当たり少なくとも20名以上とする。また学年のクラス数については、複数クラスが望ましいが、経営や指導の工夫により改善される点もあるため、今後検討する。

また、きめ細かな教育を行うため、学級定員の見直しを検討するとともに、将来の園児数を予測した上で幼稚園の定数についても検討し規模の適正化を図る。

3 実施時期

この方針に基づく計画の推進については、平成21年度から実施する。